

議案第44号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第39条まで 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>この項において同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施されるとともに、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者の必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p>	<p>第1条から第39条まで 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>以下この項から第5項までにおいて同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施されるとともに、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者の必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。</p>

(3) 略

(3) 略

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第 33 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設その他の市長の指定する施

と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第 33 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第 1 項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設その他の市長の指定す

設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第 35 条第 2 項の利用定員が 20 人以上のものについては、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 略

第 4 1 条から第 5 0 条まで 略

附 則

1 から 6 まで 略

(特定地域型保育事業者に係る連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その

る施設を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第 35 条第 2 項の利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 7 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 略

第 4 1 条から第 5 0 条まで 略

附 則

1 から 6 まで 略

(特定地域型保育事業者に係る連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法

他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。